

事業所における感染防止策		実施項目
マニュアル	「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版（2019年3月）」（厚生労働省通知）と施設独自で作成した「感染対策マニュアル」を全職員に周知	<input checked="" type="checkbox"/>
ポスターの提示と厚労省からの通知	厚生労働省のホームページより、感染対策ポスターの掲示や通知内容を全職員に通知を行い情報共有する。	<input checked="" type="checkbox"/>
アルコール消毒設置場所	事業所入口に手指消毒用のアルコール消毒液の設置。職員専用入り口には、手洗い励行のポスターを掲示し、出退勤時に手洗いの徹底	<input checked="" type="checkbox"/>
換気	自然換気は、空気の流れを作るため、常時2方向と対角線上の窓（外倒し窓・内倒し窓・フロア窓）を開け空気の流れをつくる。 フロア窓は、5～15cm程度開けておく（雨天時は、1時間に2～3回換気を行う） 機械換気では、24時間作動している第1種換気システムを設備している 温度調整:28℃以下（外気温との差は低め）、相対湿度は40%以上70%以下とする。	<input checked="" type="checkbox"/>
汚物処理	汚物の取り扱い、直接触れないようにして適切に処理	<input checked="" type="checkbox"/>
	利用者作成の手作りゴミ箱の設置は、食事時・おやつ時のみ使用（他の利用者の排泄物触れないために）し、終了時は速やかに片付ける	<input checked="" type="checkbox"/>
衛生用品等の管理	マスク、消毒液（手指消毒用・環境整備用等）、使い捨て手袋、ガウン等が管理	<input checked="" type="checkbox"/>
トレーニング方法	トレーニング動画や少人数制グループトレーニング等、飛沫感染のリスクを低減（利用者同士の間隔をあける）したサービス提供	<input checked="" type="checkbox"/>
	マシン器具は10台以上はあるが、使用中の間隔を開けるため、4～5台のみの使用とし、マシンの設置間隔をあける。利用者がマシン使用後は、職員が毎回消毒	<input checked="" type="checkbox"/>
清掃	日常清掃に加え、施設内を消毒（床、テーブル、椅子、手すり、ドアノブ等）	<input checked="" type="checkbox"/>
	トレーニング休憩時に、テーブル、椅子の肘かけ部、利用者職員が触れる手すり、ドアノブの消毒を実施	<input checked="" type="checkbox"/>
	日常清掃では、チェック表を作成し、確実にいれるよう実施	<input checked="" type="checkbox"/>
	デイサービス：運営終了時の掃除では、細部の場所まで清掃、消毒を実施 ショートステイ：利用者が消灯後に、細部の場所まで清掃、消毒を実施	<input checked="" type="checkbox"/>

職員への対応

職員の健康状態の管理	自己健康管理、出勤前の（検温、食欲、睡眠状態等）体調不良の症状があれば早期に対応し、休養と受診等を徹底	<input checked="" type="checkbox"/>
感染対策	マスクの着用の徹底し、出退勤時はうがい、手洗いの実施 就業中のこまめな手洗いの実施 行動履歴の自己管理 職員間で、感染対策共有を徹底し、感染防止に向けた取り組みを職員が連携して実施	<input checked="" type="checkbox"/>
職員間の3密の回避	会議はオンライン使用、もしくは、ソーシャルディスタンスを保った形式を実施 昼食時は、対面に座席がならないように実施	<input checked="" type="checkbox"/>

利用者様への対応

健康管理	日中の健康状況を把握し、体調不良の場合は、原則、医務室で対応 発熱や呼吸器症状等が出た場合は、かかりつけ医に相談 ショートステイ定期利用の方は、自宅で毎日検温を測り、来所時に報告 不要不急の外出は控えて自粛	<input checked="" type="checkbox"/>
マスク着用/咳エチケット	マスクの着用の推奨	<input checked="" type="checkbox"/>
手洗い	定期的な手洗いの誘導を実施	<input checked="" type="checkbox"/>
送迎	送迎車に乗車する前に体温測定と健康観察し、発熱（37.0℃以上）認められる場合には休養と受診を勧める送迎車の8乗りの3列シートには、2名以下で乗車し、密を避けるため換気した状態で送迎 乗車前にアルコール手指消毒の徹底（アルコールのアレルギーがある人や皮膚にトラブルがありアルコールを使用できない人は、事前に自宅にて手洗いを願います） 送迎後は必ず車両の消毒	<input checked="" type="checkbox"/>
座席	テーブルの間隔を開け、座席の配置を考慮する 箇所に、塩化ビニル板設置	<input checked="" type="checkbox"/>

面会者対応

面会制限	・家族様及びキーパーソン ・担当ケアマネジャー	<input checked="" type="checkbox"/>
	・2名以内	<input checked="" type="checkbox"/>
	・マスクの着用、アルコールでの手指消毒、健康観察の徹底	<input checked="" type="checkbox"/>
	・面会時間はかねがね15分以内	<input checked="" type="checkbox"/>
	・面会者は面会表に記入	<input checked="" type="checkbox"/>

感染が疑われる場合の対応

①感染が疑われた場合は、保健所/県庁健康推進課（電話：073-441-2643）に連絡し、指示に従う ②事業所内の情報共有を行い、利用者、家族様、ケアマネジャー等へ報告 ③症状出現後の濃厚接触者リスト、利用者様のケア記録（体温、症状等が分かるもの）直近2週間の勤務表、施設内に出入りした者等の記録を準備	<input checked="" type="checkbox"/>
---	-------------------------------------